

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 24 年 1 月～ 12 月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件並びに特別家事審判規則 18 条の 2¹による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、資料 1、資料 8 及び資料 13 については、司法統計に基づいている。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

¹ 特別家事審判規則は、平成 24 年最高裁判所規則第 9 号により廃止され、平成 25 年 1 月 1 日以降に申し立てられた事件については、家事事件手続法 239 条が適用される（本案が平成 24 年 12 月 31 日までに申し立てられているものを除く。）。ただし、本資料は、平成 24 年中に終局した事件を取りまとめたものであり、該当事件はない。以下同じ。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合等において、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でない場合において、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

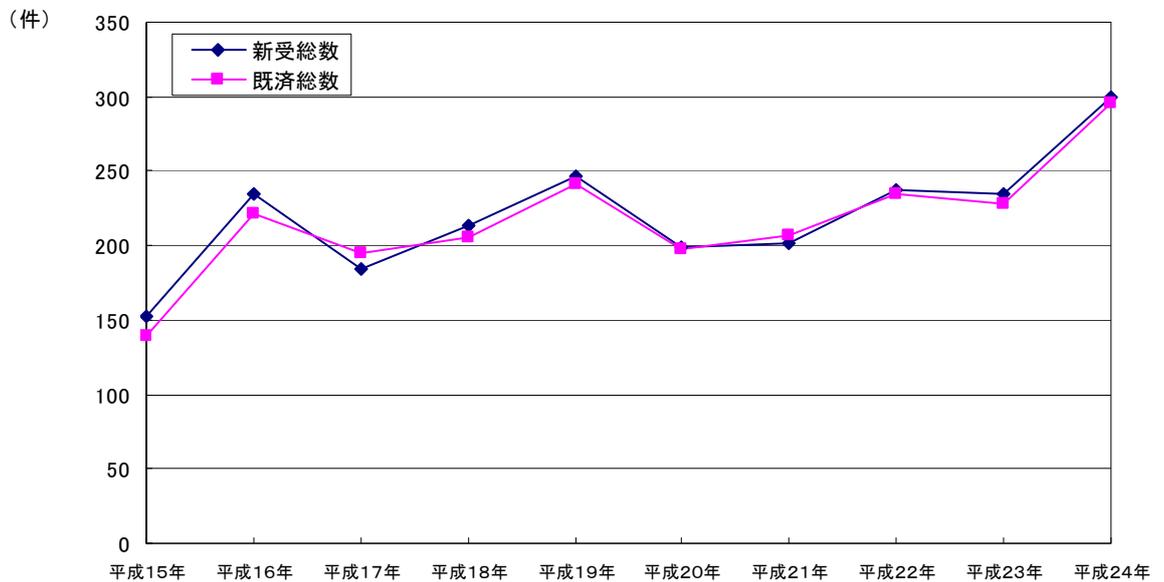
1 事件数の動向（資料1）

司法統計によれば、平成24年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、300件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数

	新受総数	既済総数				
		認容	却下	取下げ	その他	
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0
平成20年	199	197	169	3	25	0
平成21年	202	207	174	4	29	0
平成22年	237	234	192	8	32	2
平成23年	235	228	183	5	38	2
平成24年	300	295	244	9	38	4

※ 平成24年の数値は、速報値である。



2 事件処理の実情

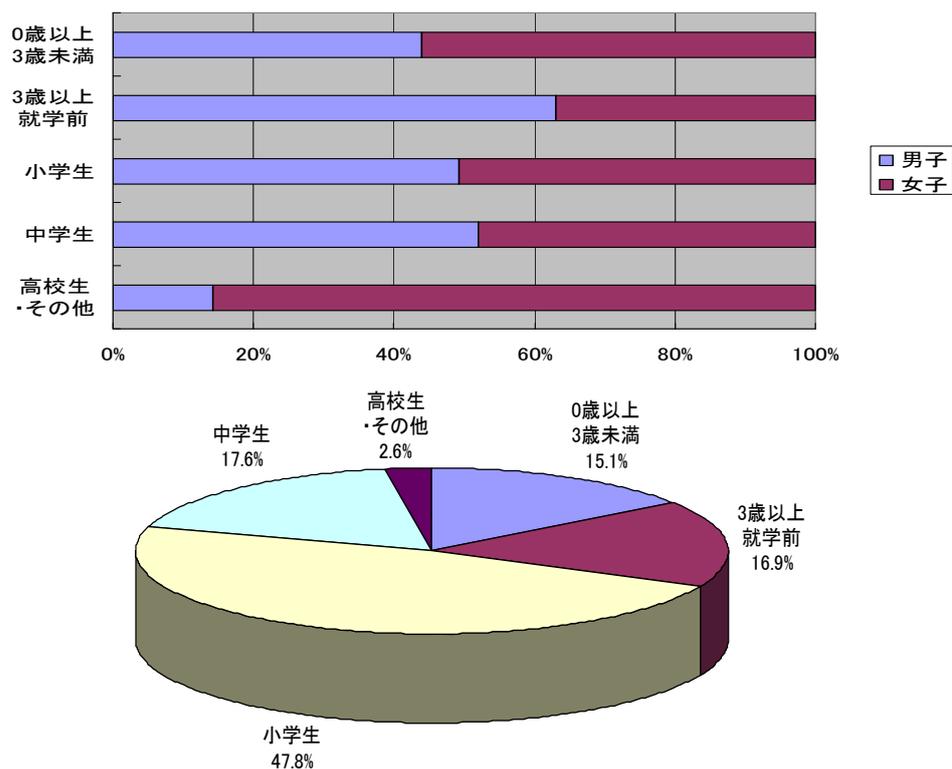
平成24年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件295件のうち、当局で把握した272件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料2）

- 対象となった児童の男女比は、男子が50.4%、女子が49.6%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が15.1%、3歳以上就学前の児童が16.9%、小学生が47.8%、中学生が17.6%、高校生・その他が2.6%となっている。

（資料2）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	18	29	64	25	1	137	50.4%
女子	23	17	66	23	6	135	49.6%
合計	41	46	130	48	7	272	100.0%



(2) 虐待者別件数（資料3）

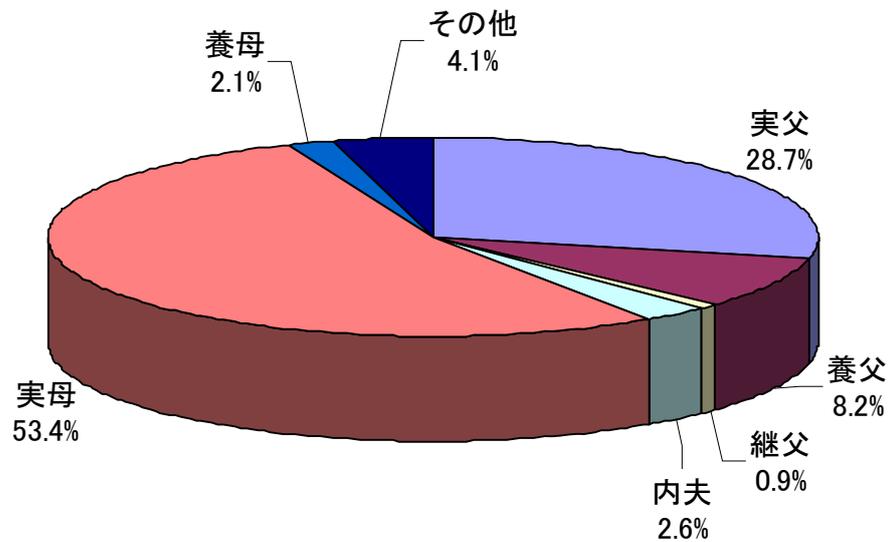
○ 虐待者は、実父が28.7%、実母が53.4%となっている。

※ 虐待者については重複集計したものである。なお、虐待者については、児童福祉法28条1項の「その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合」に該当する事案の保護者を含む。

※ 終局区分（7頁参照）における却下9件及び取下げ29件を除いた234件を対象として集計している。

（資料3）虐待者別件数

虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	98	28	3	9	182	7	0	0	14	341



(3) 虐待の態様別件数（資料4）

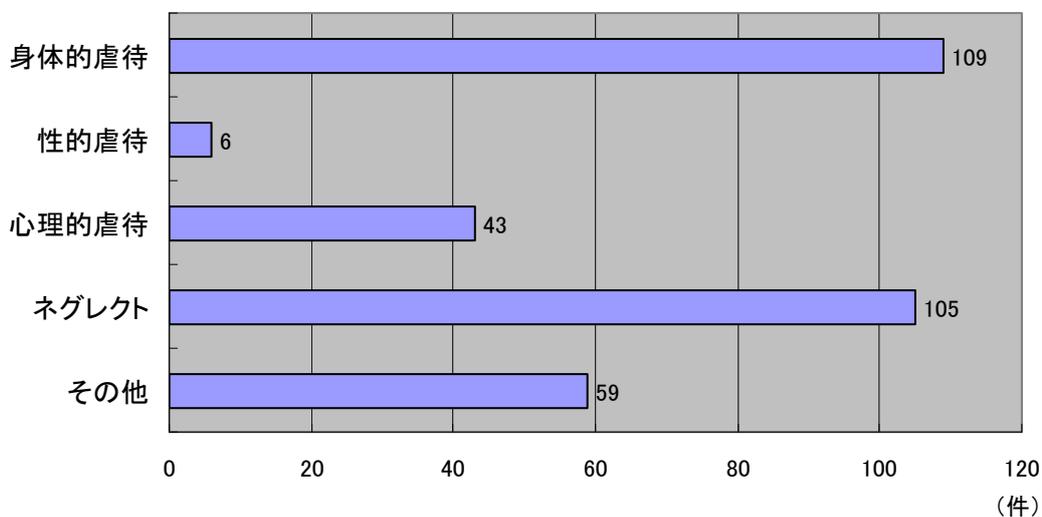
○ 虐待の態様は、身体的虐待が109件、性的虐待が6件、心理的虐待が43件、ネグレクトが105件、その他が59件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。なお、「その他」とは、児童福祉法28条1項の「その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合」に該当するものである。

※ 終局区分（7頁）における却下9件及び取下げ29件を除いた234件を対象として集計している。

（資料4）虐待の態様別件数

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他	合計
件数	109	6	43	105	59	322

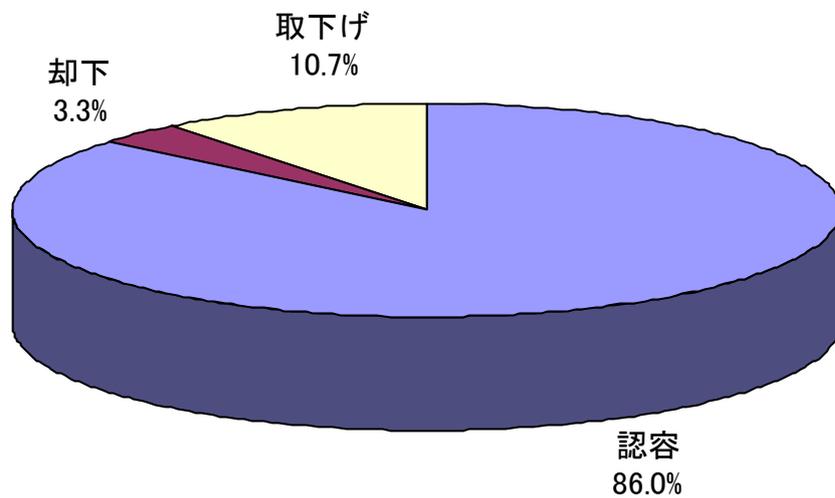


(4) 終局区分別件数（資料5）

○ 終局区分は、認容が86.0%、却下が3.3%、取下げが10.7%となっている。

(資料5) 終局区分別件数

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	234	9	29	272

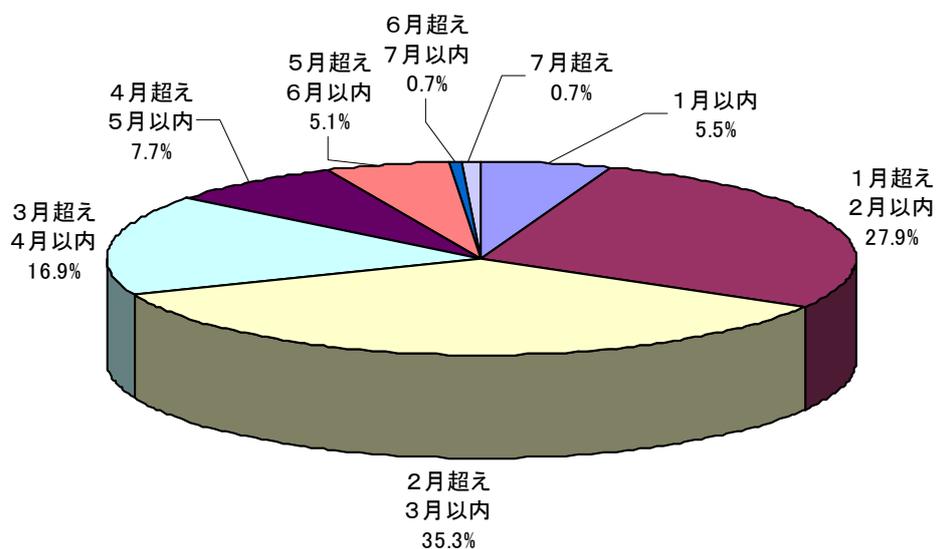


(5) 審理期間別件数（資料6）

○ 2か月以内に33.5%の事件が、3か月以内に68.8%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	15	76	96	46	21	14	2	2	272



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料7）

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる（児童福祉法28条6項²）。

○ 児童福祉法28条1項事件の認容審判234件中、35件についてこの勧告がされている。

（資料7）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	234	35

² 平成23年法律第53号による改正後の児童福祉法28条5項に相当する（平成25年1月1日施行）。以下同じ。

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項）。

1 事件数の動向（資料8）

司法統計によれば、平成24年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、123件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受総数	既済総数			
		認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13
平成19年	58	59	56	0	3
平成20年	125	114	105	0	9
平成21年	92	97	87	2	8
平成22年	129	125	112	1	10
平成23年	98	101	96	2	3
平成24年	123	114	111	0	3

※ 平成17年は4月から12月までの数値である。

※ 平成24年の数値は、速報値である。

2 事件処理の実情

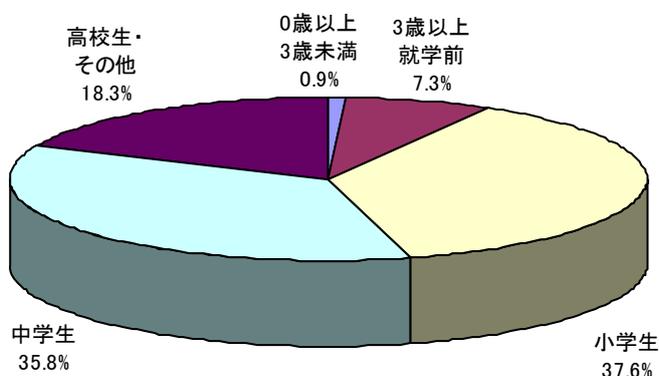
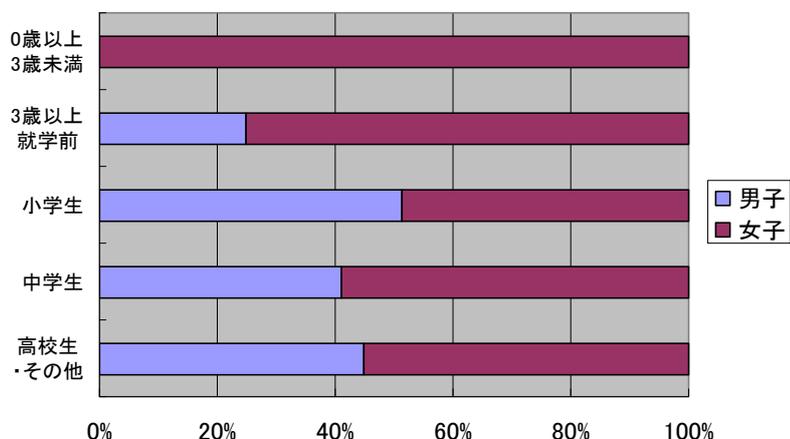
平成24年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件114件のうち、当局で把握した109件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が44.0%，女子が56.0%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が0.9%，3歳以上就学前の児童が7.3%，小学生が37.6%，中学生が35.8%，高校生・その他が18.3%となっている。

(資料9) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	0	2	21	16	9	48	44.0%
女子	1	6	20	23	11	61	56.0%
合計	1	8	41	39	20	109	100.0%

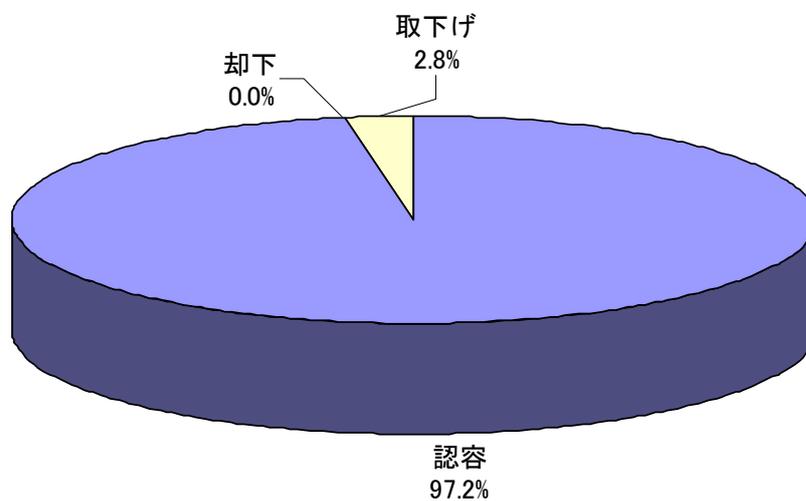


(2) 終局区分別件数（資料10）

○ 終局区分は，認容が97.2%，取下げが2.8%となっている。

(資料10) 終局区分別件数

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	106	0	3	109



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数（資料 1 1）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 106 件中， 11 件は 4 回目の期間更新を承認したもの， 13 件は 3 回目の期間更新を承認したもの， 26 件は 2 回目の期間更新を承認したものである。

（資料 1 1） 施設入所等の措置の期間の更新回数

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	3回目の期間更新	4回目の期間更新	合計
件数	56	26	13	11	106

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 1 2）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 106 件中， 14 件について同条 6 項による都道府県への勧告がされている。

（資料 1 2） 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	106	14

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分（資料13）

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律12条1項の規定により、当該児童の保護者について、児童との面会及び通信が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる（特別家事審判規則18条の2）。

○ 司法統計によれば、特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件（つきまとい・はいかいの禁止）の新受件数は0件であった。

（資料13）特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件（つきまとい・はいかいの禁止）の新受・既済件数

	新受総数	既済総数				
		認容	却下	取下げ	その他	
平成20年	0	0	0	0	0	
平成21年	0	0	0	0	0	
平成22年	3	2	0	0	2	
平成23年	1	1	0	0	1	
平成24年	0	1	1	0	0	

※ 平成20年は4月から12月までの数値である。

※ 平成24年の数値は、速報値である。